

平成23年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(政策要望部分)

平成22年7月16日

全 国 知 事 会

# 目 次

## 《政策要望》

### 【地方行財政関係】

- 1 地方財政について ..... 1
- 2 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について ... 1
- 3 道州制に関する基本的考え方について ..... 2

### 【農林・商工関係】

- 1 農業の振興について ..... 3
- 2 林業の振興について ..... 4
- 3 水産業の振興について ..... 4
- 4 中小企業の振興について ..... 4

### 【建設・運輸関係】

- 1 国土保全対策の推進について ..... 6
- 2 鉄道整備等の推進について ..... 6
- 3 観光振興対策の推進について ..... 6
- 4 高速道路の無料化等について ..... 7
- 5 航空路線の維持・充実について ..... 7
- 6 地域の活性化について ..... 7

### 【社会・文教関係】

- 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について ..... 8
- 2 次世代育成支援対策の推進について ..... 9

3	人権の擁護に関する施策の推進について	10
4	教育施策の推進について	10
<b>【エネルギー・環境関係】</b>		
1	資源エネルギー対策の推進について	12
2	環境保全対策の推進について	13
<b>【災害対策・国民保護関係】</b>		
1	災害対策の推進について	16
2	国民保護の推進について	16
<b>【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】</b>		
1	地域国際化の推進について	18
2	基地対策の推進について	18
3	北方領土及び竹島問題の早期解決について	19
4	拉致問題の早期解決について	19
5	座礁放置された外国船舶の処理等について	19
<b>【地域情報化関係】</b>		
1	地上デジタル放送への円滑な移行について	20
2	地域情報化の推進について	20
3	情報セキュリティ対策の推進について	21
4	社会保障・税に関わる番号制度の検討について	21

# 【 地方行財政関係 】

## 1 地方財政について

「強い社会保障」の実現など国民の生活を守り、経済の活性化を図っていくためには、これを支える地方の財政基盤の強化が不可欠である。よって、次の事項を要望する。

- (1) 国が経済対策等により創設した交付金や交付金を原資とする基金事業については、実施主体となった地方の意見も踏まえて、下記のとおり見直すこと。
  - ① 妊婦健診の無料化や介護職員の処遇改善等、基金事業として実施しているものの中には、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものがある。これらの事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、明確な財源措置を講じること。
  - ② 地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長するなど更なる要件の見直しを行うこと。
- (2) 地方負担が生じる国の施策の制度化に当たっては、地方と十分協議を行い、確実に財源措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。

## 2 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

その際には、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を整備すること。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

### 3 道州制に関する基本的考え方について

「道州制」を検討する場合は、真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原則を前提とすること。

- (1) 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- (2) 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
- (3) 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- (4) 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- (5) 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
- (6) 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任の下で政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- (7) 道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない

また、検討を進めるに当たっては、国民的な幅広い議論が行われるように努めるとともに、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の更なる移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めること。

# 【農林・商工関係】

## 1 農業の振興について

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食の安全・安心と食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興及び担い手の育成・確保を図ること。

また、その推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮すること。

特に、以下の事項に関しては、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じるよう要望する。

- (1) 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、現在実施している対策の検証を十分行うとともに、法人化する集落営農組織への優遇措置といった持続的な担い手づくりに資する制度を導入すること。

また、農業経営の安定に資するため、品目の拡大等に当たっては、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

さらに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。

- (2) 農作物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応する以下の制度や取組の改善・支援を実施すること。

- ・ 農薬の飛散防止技術の調査研究や普及
- ・ 食育及び地産地消運動
- ・ 有機農業等環境保全型農業の技術開発
- ・ 輸入食品の検疫体制
- ・ 加工食品の原料原産地表示

- (3) 口蹄疫を始め高病原性鳥インフルエンザやBSE等の家畜伝染病のまん延防止や農家への経営支援、風評被害防止等の対策を強化すること。

また、口蹄疫の新たな発生に備え、迅速な原因究明のため、感染経路の早期解明に努めること。

- (4) 食料供給力の強化に向けた農地と農業用水の保全・管理や、水田の有効活用等、農業生産基盤の整備を促進すること。

(5) 鳥獣被害防止対策を拡充すること。

(6) 日本農業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉において適切に対応すること。

## 2 林業の振興について

森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るとともに、担い手の育成・確保を推進すること。

また、「森林・林業再生プラン」の推進及び「森林・林業基本計画」の見直しに当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、より効果的な施策を実施すること。

さらに、森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策等、実効性のある支援措置を早急に講じること。

## 3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保や担い手の育成・確保を実現するとともに、高品質な国産水産物の輸出促進のための環境を整備するなど、水産業の持つ多面的機能を発揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

また、漁業所得補償制度案を早期に示し、地域の意見や実情を反映させるよう努めること。

## 4 中小企業の振興について

(1) 依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業が利用しやすいよう充実すること。

また、景気対応緊急保証制度及び日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について期間延長を行うなど、金融のセーフティネット（信用補完制度等）に万全を期し、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

(2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう支援措置を講じるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。

(3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。

また、新規創業事業への支援については、ファンド組成における出資要件の弾力化など地方の主体的な制度設計を可能にしながら強化すること。



## 【 建設・運輸関係 】

### 1 国土保全対策の推進について

豪雨や地震などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、災害の未然防止や被害の抑止対策が重要な課題である。このため、近年の災害の動向に対応した、治水・治山・海岸保全事業等の国土保全対策を重点的、計画的に講じること。

### 2 鉄道整備等の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の維持・存続のため運行形態の在り方の検討など新たな仕組みを含め所要の対策を講じること。
- (2) リニア中央新幹線の早期実現、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。
- (3) 都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。
- (4) 生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島航路・空路の維持・拡充など、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

### 3 観光振興対策の推進について

- (1) 観光立国確立に向け、地方空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査を始めとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 休暇取得の分散化については、金融・物流・製造等の産業や地域の祭事の実施等に問題が生じないように慎重に十分な検討を行うこと。

## 4 高速道路の無料化等について

- (1) 高速道路の無料化については、総合的な交通体系の在り方を明確にした上で、今後の高速道路の整備や他の公共交通機関との関係、均衡の取れた地域振興や環境に及ぼす影響など総合的に検討すること。
- (2) 上限料金制など料金割引施策については、既存高速道路ネットワークの有効活用を図るため、地方の意見を踏まえ、利用者の視点に立った料金体系の実現に向け、本四架橋を含め、バランスのとれた効果的な料金施策を講じること。
- (3) 高速道路無料化等により影響を受けるフェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

## 5 航空路線の維持・充実について

航空路線が日本各地の産業や経済及び住民の生活、さらには日本経済全体に果たしている影響の大きさにも十分配慮し、全国の航空ネットワークの維持・充実について適切な対応を図ること。

## 6 地域の活性化について

- (1) 過疎地域、山村、離島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくため、特定地域の振興を図るための施策を推進すること。
- (2) 地域における科学技術の振興は、活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであり、産学官の連携の促進など、地域における科学技術の振興の充実に向けた支援策を積極的に推進すること。

## 【社会・文教関係】

### 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、国においては、制度の設計や事業の運用を行う責任ある立場を強く自覚し、現実には生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について、十分に対処するよう要望する。

- (1) 地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。  
また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。
- (2) 新たな障害者福祉制度の創設については、利用者や自治体等の意見を反映し、障害者が真に地域で自立して暮らせる社会の実現に資するものとし、また、新法制定までの間においても、可能な限り施策の改善を進めること。
- (3) 生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、制度の見直しを行うこと。
- (4) 地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直すとともに、診療報酬の適切な見直し等による病院勤務医の処遇改善及び負担軽減策のより一層の充実を図るなど、医師確保対策を強力に推進すること。  
また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。
- (5) 自治体病院については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。
- (6) 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る対応についての十分な検

証も踏まえて、あらゆる病原性の新型インフルエンザについて、地方公共団体との十分な事前協議の下、法整備を含めた国家的危機管理としての対策を推進すること。

- (7) 将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。
- (8) 特定疾患治療研究事業は、国が本来補助すべき額を交付しておらず、平成21年度で250億円を超える超過負担を強いられていることから、国庫補助率を明確に法定化するなど早急に超過負担の解消を行うとともに、抜本的な制度の見直しを行うこと。
- (9) 国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

## 2 次世代育成支援対策の推進について

- (1) 新たな社会基盤としての次世代育成支援対策を推進するため、大胆かつ効果的な財政投入を行い、特定不妊治療費、妊婦健康診査費、乳幼児医療費などの負担軽減や、多子世帯等に対する保育料の軽減を始めとする経済的支援を拡充するとともに、待機児童解消に向けた取組を始め多様な保育サービスの充実や放課後児童対策など、地方が地域ニーズに沿って子ども・子育て支援サービスをバランス良く総合的に実施できるよう、サービスの質・量を抜本的に拡充するなど、地域における取組の支援の強化を図ること。  
なお、安心こども基金については、引き続き取り組むべき緊急の課題があることから、継続及び追加交付を行うこと。
- (2) 男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、子育て支援に積極的な企業に対する税制優遇の拡充、中小企業の一般事業主行動計画策定や策定した企業に対する支援の充実、長時間労働の削減など、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化すること。
- (3) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就

職の支援など、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

- (4) 個人の意思を尊重しつつ、子どもを生き育てることについて、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、企業や市民団体等あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

### 3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害が見受けられることから、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

さらに、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

### 4 教育施策の推進について

地方公共団体が、地域主権の観点から、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるとともに、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、円滑な行財政運営に配慮した適切な施策の展開を図るよう、次の事項について早期実現を要望する。

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保するための学級編制の標準の改善、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの教育課題に対応した教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- (2) 政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲し、すでに移譲されている教職員の人事権とあわせた権限の一元化を図ること。
- (3) 公立高校授業料実質無償化の財源を全額国庫負担とするとともに、低所得層に対する就学支援金の補助の拡充及び奨学金の給付に係る制度の創設など、高校生等の就学支援の充実に努めること。

- (4) 国における耐震化のための十分な財源措置など、学校施設の耐震化を促進すること。
- (5) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進するとともに、全国障害者スポーツ大会も含め、国は開催経費について応分の負担を行うこと。
- (6) 国立大学が地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金の在り方を見直すこと。

## 【エネルギー・環境関係】

### 1 資源エネルギー対策の推進について

#### (1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進、安全の確保等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

#### (2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法交付金制度については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度を改善すること。また、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の延長及び制度の拡充を図るとともに、同法に基づく振興計画を着実に実施すること。さらに、水力発電施設周辺地域交付金相当部分を恒久的な制度とすること。

#### (3) 再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消

太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、買取制度の拡充や、技術開発の積極的な推進等により、導入拡大を図ること。

また、緑の分権改革を進めるに当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなど支援策を講じること。

#### (4) 原子力政策についての国民の信頼と理解の促進

エネルギー基本計画においては、安全の確保を大前提に、国民の理解・信頼を得つつ、原子力発電を積極的に推進することとされている。

この計画に基づき原子力政策を進めるに当たっては、エネルギー供給における原子力の果たす役割、意義等について国民の信頼と理解が得られるよう、情報公開や広報に取り組むこと。

特に、原子力発電所等の安全性、必要性等に関する詳細な情報の公開に努めるとともに、核燃料サイクルに取り組むに当たっては、国民の理解を得ながら進めること。

#### (5) 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等における品質保証体制の確立、新たな知見を踏まえた安全審査・検査の充実、審査・検査に係る情報の公開・共有化等を図り、その安全性、信頼性の確保に万全を期すること。

特に、原子力発電施設等の老朽化が急速に進むことから、高経年化対策に積極的に取り組むこと。

また、安全規制を行う組織の独立を図り、原子力安全規制の機能・体制を充実強化すること。

なお、使用済燃料の発電所内での貯蔵が長期化しないよう、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けての立地の促進等に積極的に取り組むこと。

さらに、特定放射性廃棄物の最終処分については、地域住民や関係地方公共団体の意見を聞きながら、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づき政府一体となって事業の推進に積極的に取り組むこと。

#### (6) 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、周辺地域の住民の被害を最小限に抑えるため、原子力防災対策の強化を図ること。

特に、大規模自然災害との複合災害なども考慮した原子力防災訓練の充実、オフサイトセンター等の原子力防災施設・整備の充実など、周辺住民の安全・安心を確保する適切な取組を行うこと。

また、原子力発電所等に対するテロ行為等の防止対策について、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、国民保護法に基づき、関係機関が一体となってより一層の防護対策を講じること。

## 2 環境保全対策の推進について

#### (1) 地球温暖化対策の推進等

我が国では、温室効果ガス排出量を中期的には2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに80%削減すると



の目標を掲げており、低炭素社会の実現に向け、その確実な達成が求められる中、必要な法整備を早急に進めるとともに、実効性のある対策を早期に国民に示し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって着実に推進すること。

特に、自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、充電設備等のインフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

また、自動車NOx・PM法の更なる改正に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸における汚染物質の影響が示唆されており、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）について、多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

## （２）生物多様性保全対策等の推進

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、2010年10月に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2010年以降の新たな目標が設定される予定であるが、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うとともに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

## （３）総合的な廃棄物・リサイクル対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。特に、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設を早期に整備すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築すると

ともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

海岸漂着物等の対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、具体的な処理を地方公共団体が行う場合にあっても、収集・運搬・処理の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応を講じること。

#### (4) アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

# 【災害対策・国民保護関係】

## 1 災害対策の推進について

### (1) 災害予防対策の充実

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、建物・構造物等の耐震化や地震・火山噴火の予知研究等の災害予防対策を充実すること。

特に、全国的な影響が非常に大きい東海地震と東南海・南海地震の連動発生について、科学的知見に基づいた地震発生モデルを提示し被害想定とこれに基づいた災害応急活動計画を策定すること。

また、平成22年度末で期限切れとなる地震防災対策特別措置法第四条の適用期間を延長すること。

### (2) 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震や台風等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、被災地域の実情に応じた取組を可能とするよう、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度とともに地震保険制度の充実についても、引き続き検討を行うこと。

また、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、長期間の避難勧告・指示後でも適用できるようにすること。

## 2 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定するとともに、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民

保護に関する訓練などの充実を図るとともに、緊急情報ネットワークシステムに接続する受信端末数の制限を緩和するなど危機管理に関する情報の迅速な伝達に努めること。

さらに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

# 【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】

## 1 地域国際化の推進について

- (1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、外国人児童生徒の教育、日本語学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。  
とりわけ、医療については、生命や健康に関わる問題であることから全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討を行うこと。
- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。
- (3) 日本国籍を有する海外日系人や在留邦人を支援するため、厚生年金の受給資格期間に海外居住期間が年齢に関係なく算入される制度の改正を図ること。  
また、在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう制度の見直しをすること。
- (4) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」の締結相手国の拡大を図ること。
- (5) 国際定期便就航など地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

## 2 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。  
特に、基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。  
基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法

- 令等国内法が遵守されるよう見直すこと。
- (3) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
  - (4) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう申し入れること。  
とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。
  - (5) 周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

### 3 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

### 4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置の見直しに当たっては、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

### 5 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するなど対応策を講じること。

## 【地域情報化関係】

### 1 地上デジタル放送への円滑な移行について

- (1) 地上デジタル放送へ完全移行するまで残り1年となった今、取り残される地域や国民があってはならないことから、2011年7月までに、すべての国民が地域間格差なく、現在視聴している番組を引き続き地上デジタル放送において視聴可能となるよう、視聴者や地域の実情に合わせた地上デジタル放送の送受信環境の整備や周知、相談体制の強化を図るための措置を、国及び放送事業者の負担と責任において、早急かつ適切に講じること。

なお、アナログ停波後においても、デジタル化対応の進捗状況を踏まえ、衛星利用による暫定的な難視聴対策など、必要な支援を弾力的に実施し、地方公共団体や国民に負担を求めないこと。

- (2) デジタル化に伴い地域それぞれの電波環境により新たに発生する「新たな難視」対策として実施する中継局の新設、共聴施設の設置、CATVへの移行等の対策については、対象世帯及び地方自治体への負担を求めず、国及び放送事業者の責任と負担で取り組むこと。

- (3) デジタル対応機器の購入やアンテナ設置などの集中による資材・工事事業者等の不足への対策、アナログテレビ等の大量廃棄への対応について、関係機関、メーカー等と密接な連携を図るとともに、地上デジタル放送の受信を口実とした悪質商法対策などについても、国の責任において、適切な対策を講じること。

### 2 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するため

の施策を講じること。

### 3 情報セキュリティ対策の推進について

地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

### 4 社会保障・税に関わる番号制度の検討について

社会保障・税に関わる番号制度の検討に当たっては、個人情報の保護の在り方に十分配慮するとともに、住民サービスを高めるといった視点から地方とも十分に意見交換を行うこと。

また、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ること。

注1 住民基本台帳ネットワークシステムは、平成11年の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。

注2 公的個人認証サービスは、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（「公的個人認証法」）（平成14年12月13日公布。平成16年1月29日施行）により、開始されたサービス。

オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。都道府県知事が発行する「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないICカードに記録し、これを用いて申請書などの情報に「電子署名」を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができる。